

監査役・監査委員体制に関する実態データ

標記データについては、「「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果報告書」（2007年10月実施。月刊監査役2007年11月臨時増刊号）及び「会社法下における内部統制システム構築への船出」（鳥羽至英早稲田大学教授、月刊監査役2007年1月号掲載）より抜粋した。

なお、後掲の「実態データ」のうち、以下の「概要」に記載した事項に関連する箇所については太線で囲みを付している。

I. 概要

1. 監査役（監査委員）の前職について（3頁）

(1) 社内監査役（監査委員）

監査役については、トップは「監査関係以外の部長等」の30.1%、一方、監査委員については、「常務取締役・執行役(員)」の26.5%。

(2) 社外監査役（監査委員）

社外監査役、社外監査委員とも、トップは「会社と無関係な会社の役職員」（監査役15.2%、監査委員24.8%）。なお、社外監査委員の13.7%は「親会社の役職員」だが、社外監査役では6.4%となっている。

2. 主たる業務経験について（3頁）

(1) 社内監査役（監査委員）

監査役、監査委員とも、主たる業務経験のトップは「経理・財務」。

(2) 社外監査役（監査委員）

社外監査役と社外監査委員についても、主たる業務経験のトップは「経理・財務」。

3. 監査役補助スタッフについて（4頁・5頁）

- ・ 「補助使用人」については、「設置している」会社は、監査役設置会社では53.2%だが、委員会設置会社では100%となっている。
- ・ 一方、「内部監査部門等」の設置状況については、「独立の部署がある」会社は、委員会設置会社では100%だが、監査役設置会社についても93.9%に上る。

4. 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制について（13頁）

- ・ 監査役監査支援体制に関して、約39.2%（371社）が、内部監査部門・会計監査人・各社監査役・顧問弁護士等との連携について決議している。
- ・ 14.5%（137社）が「監査役会（監査役）の判断による外部専門家の起用」について決議している。

II. 実態データ

1. 監査役設置会社と委員会設置会社の比較(東証一部上場会社での比較)

(「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果報告書より抜粋)

注1) 東証一部上場会社(監査役設置会社 1,134社/1,745社(*)、委員会設置会社 41社/53社)における集計結果を比較。

* 「会社四季報(2007年4集(秋))東洋経済新報社」による(2007.9.14時点)。

注2) 両制度で比較可能な項目のうち、①パーセント表示部分については10ポイント以上差が有る箇所、②人数・回数・年齢など実数表示部分については、低い方の数値を基準として10%以上差が有る箇所について、下線を引いた。

監査体制

([監]は監査役設置会社、[委]は委員会設置会社)

	監査役設置会社	委員会設置会社	備考
監査役数・ 三委員会の構成 (平均)	<p>【全体】総数 4.1人</p> <p>※カッコ内は監査役総数 4.1人に占める割合。</p> <p>社内常勤 <u>1.4人</u> (34.4%)</p> <p>社外常勤 <u>0.4人</u> (8.9%)</p> <p>社内非常勤 0.1人 (3.5%)</p> <p>社外非常勤 <u>2.1人</u> (53.2%)</p> <p>(社内 1.5人、社外 2.5人)</p> <p>(常勤 1.7人、非常勤 2.3人)</p> <p>【監査役会設置会社】総数 4.1人</p> <p>※カッコ内は監査役総数 4.1人に占める割合。</p> <p>社内常勤 <u>1.4人</u> (34.4%)</p> <p>社外常勤 <u>0.4人</u> (8.9%)</p> <p>社内非常勤 0.1人 (3.5%)</p> <p>社外非常勤 <u>2.1人</u> (53.2%)</p> <p>(社内 1.5人、社外 2.5人)</p> <p>(常勤 1.7人、非常勤 2.3人)</p>	<p>【監査委員会】総数 3.7人</p> <p>社内常勤 <u>0.8人</u></p> <p>社外常勤 <u>0.1人</u></p> <p>社内非常勤 0.1人</p> <p>社外非常勤 <u>2.8人</u></p> <p>【指名委員会】総数 4.3人</p> <p>社内常勤 1.4人</p> <p>社外常勤 0.0人</p> <p>社内非常勤 0.0人</p> <p>社外非常勤 2.9人</p> <p>【報酬委員会】総数 4.0人</p> <p>社内常勤 1.1人</p> <p>社外常勤 0.0人</p> <p>社内非常勤 0.1人</p> <p>社外非常勤 2.8人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ [委]三委員会のうち、監査委員会の人数が最も少なく3.6人。 ・ [監・委]監査役設置会社では常勤監査役が1.7人いるのに対し、監査委員会では、常勤の監査委員がいる会社は65.7%にとどまる(平均0.8人)。
監査役(監査委員)の経験年数 (自社)(平均)	<p>全体 <u>3.3年</u></p> <p>社内 <u>2.8年</u></p> <p>社外 <u>3.6年</u></p>	<p>全体 <u>1.7年</u></p> <p>社内 <u>1.3年</u></p> <p>社外 <u>1.7年</u></p>	

監査役(監査委員)の経験年数(通算)(平均)	全体 <u>3.8</u> 年 社内 <u>3.0</u> 年 社外 <u>4.4</u> 年	全体 <u>1.8</u> 年 社内 <u>1.2</u> 年 社外 <u>1.8</u> 年	
年齢(平均)	全体 61.9 歳 社内 61.2 歳 社外 62.3 歳	全体 63.4 歳 社内 61.1 歳 社外 64.1 歳	
社内監査役(監査委員)の前職	監査関係以外の部長等 <u>30.1%</u> 取締役 <u>19.0%</u> 常務取締役 <u>12.1%</u> 執行役(員)10.8%	監査関係以外の部長等 <u>2.9%</u> 取締役 <u>5.9%</u> 常務取締役(常務執行役(員)) <u>26.5%</u> 執行役(員) 11.8%	・ [監・委]監査役については、トップは「監査関係以外の部長等」の30.1%、一方、監査委員については、「常務取締役・執行役(員)」の26.5%。
社外監査役(監査委員)の前職又は現職	親会社の役職員 6.4% 会社と無関係な会社の役職員 15.2% 弁護士 19.7% 大株主の役職員 13.3%	親会社の役職員 13.7% 会社と無関係な会社の役職員 24.8% 弁護士 13.7% 大株主の役職員 10.3%	
主たる業務経験(社内監査役・社内監査委員)	経理・財務 26.6% 営業 21.0% 企画(社長室等を含む)7.8% 監査・検査・審査 3.7%	経理・財務 29.4% 営業 20.6% 企画(社長室等を含む)11.8% 監査・検査・審査 8.8%	・ [監・委]監査役、監査委員とも、主たる業務経験のトップは「経理・財務」。
主たる業務経験(社外監査役・社外監査委員)	経理・財務 19.4% 営業 13.5% 法務 11.9%	経理・財務 14.5% 営業 12.0% 法務 12.0%	・ [監・委]社外監査役と社外監査委員についても、主たる業務経験のトップは「経理・財務」。
補欠役員(補欠監査役)	選任した <u>28.9%</u> (選任した人数) 1人 92.1%、2人 6.1%、3人 0.0% 選任していない <u>66.9%</u>	選任した <u>0.0%</u> 選任していない <u>100.0%</u>	・ [監]補欠役員(補欠監査役)については、監査役設置会社で「選任した」が約3割(28.9%)。一方、委員会設置会社ではゼロ。

報酬	支給していない 62.5% 代替的な手当がある 12.8% 月額5万円未満を支給 6.4% 月額5万円以上10万円未満を支給 14.3% 月額10万円以上を支給 5.5%		
選任に係る決議の有効期間に関する定款の定め	設けている 17.5% (定款に定めている期間 4年 46.0% 1年 26.8%) 設けていない 78.5%	設けている 4.9% (定款に定めている期間 1年 100.0%) 設けていない 87.8%	
補助取締役		設置している 12.2% (人数 1人 80.0%) 設置していない 87.8%	
補助使用人	設置している 53.2% 設置していない 46.5%	設置している 100.0% 設置していない 0.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ [委]補助使用人の設置率は100%。 ・ [監]補助使用人の設置率は5割強(53.2%)にとどまる。
人数(平均) (設置している会社の平均)	全体 2.2人 専属 1.1人 兼務 1.0人	全体 2.7人 専属 1.6人 兼務 1.1人	<ul style="list-style-type: none"> ・ [監・委]補助使用人を設置した場合の平均人数は、ともに2~3人程度。
職務内容	監査役会など会議の事務局 79.3% 監査役会の議事録等の作成・整備 79.4% 監査の事前準備 72.3% 監査(調査)の同行 58.2%	監査委員会など会議の事務局 95.1% 監査委員会の議事録等の作成・整備 92.7% 監査の事前準備 95.1% 監査(調査)の同行 87.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ [委]「監査(調査)の同行」が約9割(87.8%)にのぼり、監査役設置会社の補助使用人に比べ30ポイント近く高い。
補助使用人に対する監査役(監査委員会)の関与権	人事異動 80.3% 人事評価 66.7% 懲戒処分 41.5%	人事異動 97.6% 人事評価 75.6% 懲戒処分 61.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ [委]補助使用人に対する関与率は、総じて監査委員会のほうが高い。

会社法施行に伴う補助使用人の設置状況の変化	従来から設置しておらず、今後も必要ないと判断し、設置していない 28.6% 従来から設置しており、特に変更なし 33.7% 従来から設置しておらず、今後設置の方向で検討予定 14.9%		・ [監]補助使用人の必要性を感じておらず、敢えて設置していないという会社が3割近く(28.6%)ある。
-----------------------	--	--	--

内部監査部門等との関係の状況

([監]は監査役設置会社、[委]は委員会設置会社)

	監査役設置会社	委員会設置会社	備考
内部監査部門等	独立の部署がある 93.9% 独立の部署はない 5.2%	独立の部署がある 100.0% 独立の部署はない 0.0%	・ [監・委]委員会設置会社では設置率は100%。一方、監査役設置会社についても、93.9%にのぼる。
人数(平均)	全体 <u>7.7人</u> 専属 <u>6.8人</u> 兼務 <u>0.9人</u>	全体 <u>12.0人</u> 専属 <u>10.8人</u> 兼務 <u>1.1人</u>	・ [監・委]陣容については、委員会設置会社のほうが上回っている。とくに「専属」が4人多い。
監査計画の報告・伝達	[内部監査部門等→監査役(会)] 報告あり 94.7% 報告なし 5.0% [監査役(会)→内部監査部門等] 伝達あり <u>76.2%</u> 伝達なし <u>23.3%</u>	[内部監査部門等→監査委員会] 報告あり 92.7% 報告なし 7.3% [監査委員会→内部監査部門等] 伝達あり <u>92.7%</u> 伝達なし <u>7.3%</u>	・ [監・委]内部監査部門等からの報告については差はないが、監査役(監査委員会)からの伝達については、監査委員会のほうが緊密に行われている。
特定事項の調査依頼	ある <u>62.3%</u> ない <u>37.1%</u>	ある <u>87.8%</u> ない <u>12.2%</u>	・ [監]調査依頼の有無については、監査役設置会社では6割強(62.3%)にとどまる。

監査結果の 報告・伝達	[内部監査部門等→監査役(会)]	[内部監査部門等→監査委員会]	・ [監・委] 内部監査部門等の監査結果の報告については、両制度で差は無く、「定期的に報告あり」がともに8割を超える。
	定期的に報告あり 85.7% 問題事象あるとき報告あり 31.8% 監査役が求めたとき報告あり <u>26.9%</u> 報告なし 0.8%	定期的に報告あり 87.8% 問題事象あるとき報告あり 36.6% 監査委員が求めたとき報告あり <u>41.5%</u> 報告なし 0.0%	
	[監査役(会)→内部監査部門等]	[監査委員会→内部監査部門等]	
	定期的に伝達あり <u>38.5%</u> 問題あるとき伝達あり 57.1% 求められたとき伝達あり 10.6% 伝達なし 6.9%	定期的に伝達あり <u>58.5%</u> 問題あるとき伝達あり 51.2% 求められたとき伝達あり 9.8% 伝達なし 4.9%	

2. 監査役監査の環境整備に関する取締役会決議

(「会社法下における内部統制システム構築への船出」(鳥羽至英早稲田大学教授、月刊監査役 2007年1月号) 抜粋)

注) 2006年3月22日から5月末までに東京証券取引所のホームページにおける「適時開示情報閲覧サービス」に、会社法に基づく内部統制システムに関する取締役会決議の内容を開示した上場企業949社を対象に調査。

表1 監査役補助組織・補助者に関する体制についての会社の状況

	全調査対象会社	東証第1部 上場会社	第2部・地方 証券取引所 単独上場会社	JASDAQ等7 新興証券市場 上場会社
調査対象会社数	946社	368社	222社	356社
監査役監査に関する体制の記載なし	1	1	-	-
監査役(常勤監査役)の要請に基づき:	590(62.4%)	206(60.0%)	143(64.4%)	241(67.7%)
監査役会(監査役)と取締役会(取締役)が協議	235	84	52	99
代表取締役か直ちに対応	8	5		
取締役会で要請の可否を議決	9	-		
監査役会と内部統制委員会で協議	1	-		
監査役と総務部・人事部・経営企画部等で協議	6	3		

監査役監査専門部署（監査役室・監査役会事務局）の設置	93(10.0%)	61(16.6%)	13	19
監査役専任スタッフ（監査役付）の設置	106(11.2%)	62(16.8%)	17	27
内部監査部門内に監査役会担当者を設置（常設を含む）	73	31		
監査役監査の補助組織の設置	36	10		
監査スタッフ（兼務）の利用				
特定の部署に限定	217(22.9%)	75(20.4%)	58(26.1%)	84(23.6%)
部署の制約なし	19	6		
会計・法務などの専門分野に精通した者	6	4		

表2 監査役監査補助者の独立性確保に関する体制についての会社の状況

	全調査会社	東証第1部 上場会社	第2部・地方 証券取引所 単独上場会社	JASDAQ等7 新興証券市場 上場会社
調査対象会社数	946社	368社	222社	356社
監査役監査に関する体制の記載なし	1	1	-	-
監査役スタッフ人事に対する監査役会の承認・事前の同意・協議・尊重・変更の申し入れ・意見具申	489(51.7%)	199(54.1%)	118(53.2%)	172(48.3%)
内部監査スタッフ人事に対する監査役会（監査役）の承認・事前の同意・協議・意見の表明	87	28	23(10.4%)	36(10.1%)
監査役スタッフ人事に対する常勤監査役の同意	40	19		
監査役と社長との事前協議	22	6		
内部監査スタッフの人事考課は常勤監査役、人事異動は常勤監査役の同意	12	6		
監査役会の人事権	8	3		
監査スタッフの人事考課（評価）に				

について：				
監査役会（監査役）の人事考課	42	17		
監査役会（監査役）の人事考課を聴取	34	16		
常勤監査役の人事考課	20	10		
常勤監査役の人事考課を聴取	2	-		
社内監査役と協議	1	1		
執行業務からの独立性に関して：				
監査役が監査スタッフに指示した補助業務については、執行側の指揮命令系統に入らない	268(28.3%)	102(27.7%)	60(27.0%)	106(29.8%)
監査役が内部監査スタッフに指示した補助業務については、執行側の指揮命令系統に入らない	147(15.5%)	49(13.3%)	38(17.1%)	60(16.9%)
業務執行業務を兼務しない	31	19		
監査役補助業務の優先	3	2		
その他				
監査役監査補助者規程（服務規程）の策定	16	11		

表3 監査役会（監査役）に報告すべき事項・提出すべき書類についての会社の状況

	全調査対象会社	東証第1部 上場会社	第2部・地方 証券取引所 単独上場会社	JASDAQ等7 新興証券市場 上場会社
調査対象会社数	946社	368社	222社	356社
監査役監査に関する体制の記載なし	1	1	-	-
会社および会社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項	460(48.6%)	174(47.3%)	103(46.4%)	183(51.4%)
（重大な）法令および定款違反	344(36.4%)	130(35.3%)	69(31.1%)	145(40.7%)
会社および会社グループの経営（業績・財務・業務）に著しい影響を及ぼす恐れのある事項	335(35.4%)	121(32.9%)	79(35.6%)	135(37.9%)
内部監査の結果と内部監査の実施	284(30.0%)	121(32.9%)	62(27.9%)	101(28.4%)

状況（監査計画を含む）				
重要な経営会議での審議事項・決定事項・重要会議議事録・稟議書・内部通報情報・税務資料・外部監査結果資料など	255(27.0%)	89(24.2%)	60(27.0%)	106(29.8%)
内部通報情報・内部通報制度の運用状況	209(22.1%)	88(23.9%)	50(22.5%)	71(19.9%)
取締役・従業員の不正	162(17.1%)	55(14.9%)	28(12.6%)	79(22.2%)
取締役会が規程等で「監査役への連絡事項」として定めた事項・監査役が報告を特に求めた事項	152(16.1%)	61(16.6%)	34(15.3%)	57(16.0%)
コンプライアンス上重要な問題（CSR関連事項も含む）	103(10.9%)	47(12.8%)	22(10.0%)	34
リスク・リスク管理に関する重要事項（危機管理事項も含む）	75	34		
内部統制システムの運用状況・問題点・重要な変更・内部統制にかかる部門の活動状況の報告	67	30		
月次経営報告・月次業務報告	57	24		
当社・グループ会社の重要な会計方針・その変更	53	19		
重要な開示事項・業績予測	47	16		
子会社・関係会社における事業報告、監査役・内部監査部門の活動状況	26	10		
企業行動憲章・企業倫理規程・社内規程の重大な違反	23	10		
製品の安全性・環境・現場の安全・衛生に重大な影響を与える状況および事故	13	8		
会議日程	8	3		
訴訟・係争行政処分・契約解除・契約違反・当局の立入り検査	8	6		
内部通報情報・CSR関連問題・法令違反・内部監査結果・経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事	8	3		

項（常勤監査役への報告）				
コンプライアンス委員会（リスク管理委員会・内部統制委員会）の審議事項	5	4		
経営計画・財務計画（資金）計画の概要・	4	3		
コンプライアンス体制の構築状況	3	2		
重要な組織変更・人事異動	2	2		
代表取締役との間で決めた事項、本部長・子会社・関係会社社長の引継ぎ書（各項目集計数1）	2	2		

表4 監査役会（監査役）への情報の伝達チャネルについての会社の状況

	全調査対象会社	東証第1部 上場会社
調査対象会社数	946社	368社
監査役監査に関する体制の記載なし	1	1
業務担当取締役から監査役への定期的な業務報告	38	16
監査役への内部通報も認める内部通報規程の整備	21	7
著しい損害を与える恐れのある事項についての監査役会への従業員の直接通報	20	12
重大な法令・定款違反、コンプライアンス上の重大問題についての監査役会への従業員の直接通報	13	8
正式な内部監査報告書の提出	11	8
執行役員・従業員による定期的な監査役会における業務報告	9	2
代表取締役・専務取締役との定期的会合	8	1
内部通報制度の受付窓口を常勤監	5	3

査役とする		
法令定款違反・不正・会社に損害を与える恐れある事項の内部通報先は常勤監査役	4	1
常勤監査役に対する代表取締役の月次報告	3	1
年度末での取締役職務執行確認書の提出	3	1

付記：各項目の集計数が関連調査対象会社数の10%未満であるので、「第2部地方証券取引所単独上場会社」と「JASDAQ等7新興証券市場上場会社」の表示は省略する。

表5 監査役自身が情報の入手を確保するための体制
(会議への出席・書類の閲覧等)についての会社の状況

	全調査対象会社	東証第1部 上場会社	第2部・地方 証券取引所 単独上場会社	JASDAQ等7 新興証券市場 上場会社
調査対象会社数	946社	368社	222社	356社
監査役監査に関する体制の記載なし	1	1	-	-
監査役による重要な会議への出席	352(37.2%)	140(38.0%)	74(33.3%)	138(38.8%)
常勤監査役による重要な経営会議への出席	91	31	25(11.3%)	35(10.0%)
常勤監査役による重要な書類の閲覧、役員・従業員への取締役会・監査役会以外での質問	70	24		
監査役への報告事項・閲覧資料・会議出席について、監査役会規程で明文化	48	15		
議事録・稟議書・決済処理文書・コンプライアンス報告書・危機管理報告書等の閲覧・回覧制度の整備	37	17		
監査役会議への内部監査部長の常時出席	2			
内部監査への立会い・内部監査講評会への監査役の出席	2			
経営会議議長の下での重要な会議への出席、事業部部長・工場長	2	2		

と監査役との定期的会合(各項目集計数 1)				
その他				
監査役の取締役会での意見陳述・意見聴取権の保障	5	3		

表6 監査役監査の実効性確保するための体制
(定期的会合・定期的情報交換の場) についての会社の状況

	全調査対象会社	東証第1部 上場会社	第2部・地方 証券取引所 単独上場会社	JASDAQ等7 新興証券市場 上場会社
調査対象会社数	946社	368社	222社	356社
監査役監査に関する体制の記載なし	1	1	-	-
定期的会合・定期的情報交換：				
代表取締役(会長・社長・副社長・専務取締役)	431(45.6%)	190(51.6%)	98(44.1%)	143(40.2%)
会計監査人	396(41.9%)	155(42.1%)	93(41.9%)	148(41.67%)
内部監査部門(コンプライアンス委員会・業務監査部)	177(18.7%)	82(22.3%)	30(13.5%)	65(18.3%)
業務担当取締役・執行役員・管理本部長等主要な従業員	54	21		
グループ監査役	38	24		
常務会メンバー	25	7		
グループ会社取締役	13	7		
取締役会	7	2		
社外監査役	4	1		
顧問弁護士	4	2		
常勤監査役と会計監査人	2	1		
経理財務部・総務部	2	1		
常勤取締役、社外取締役(各項目集計数 1)	2	2		
その他				

監査役会への名誉会長・社長・相談役の出席	1	1		
会計監査人の往査・監査講評への参加	2			
代表取締役に対する監査役会の状況や監査結果を定期的に報告する会合の設定	1	1		

表7 監査役監査の実効性確保するための体制
(社内での監査役監査支援体制) についての会社の状況

	全調査対象会社	東証第1部 上場会社	第2部・地方 証券取引所 単独上場会社	JASDAQ等7 新興証券市場 上場会社
調査対象会社数	946社	368社	222社	356社
監査役監査に関する体制の記載なし	1	1	-	-
社内での監査役監査支援体制				
内部監査部門・会計監査人・各社 監査役・顧問弁護士等との連携	371(39.2%)	140(38.0%)	82(36.9%)	149(41.9%)
監査役会(監査役)の判断による 外部専門家の起用	137(14.5%)	53(14.4%)	25(11.3%)	59(16.6%)
コンプライアンス委員会・経営戦略 会議・CSR委員会等の重要な 会議への出席権の保障	130(13.7%)	55(14.9%)	25(11.3%)	50(14.0%)
議事録・社長決済文書・稟議書等 の重要書類の閲覧権の保障	65	25		
内部監査部門・リスク管理部・法 務室・企画管理部等の利用	60	23		
監査役監査の補助(支援)組織と して、経営企画室・経理部・総務 部・法務部・秘書室・コンプライ アンス部署等定める	23	11		
監査役が重要な会議に出席し監査 に必要な情報を得ることのできる 体制の整備	21	9		

内部通報制度を含め、監査役への報告体制の整備	17	5		
常勤監査役への取締役・従業員からの常時報告	5	1		
コンプライアンス委員会・経営戦略懐疑・CSR委員会等の重要な会議へのオブザーバーとしての出席	4	2		
コントロール・アセスメント・プログラムの実施結果の報告、議事録・社長決済文書・稟議書等の重要書類の閲覧は、総務部を經由して保障(各項目集計数 1)	2	2		

表8 監査役監査の実効性確保するための体制
(監査役会・監査役の側での個別対応) についての会社の状況

	全調査会社	東証第1部 上場会社
調査対象会社数	946社	368社
監査役監査に関する体制の記載なし	1	1
監査役会（監査役）の側での対応		
会計監査人・内部監査部門との監査計画の調整・協議	17	5
監査役会規則・規程の作成	9	4
グループ会社の決算取締役会等の重要な会議に出席	5	2
監査役会の下に監査役協議会・監査役懇談会等を設置する	4	
監査役会所属の顧問弁護士との契約	3	1
監査役会に報告すべき事項を定める規程の整備	2	
常勤監査役から社外監査役への情報の提供	2	
監査役会が指名した監査役が重要	3	3

会議に（社長室会議・事業部門長会議等）出席、監査役・内部監査部門・会計監査人から成る監査連絡会の開催、大会社監査役連絡会の設置(各項目集計数 1)		
会計監査人の往査・監査講評への参加	2	

表9 監査役監査の実効性確保するための体制
（内部監査部門との連携）についての会社の状況

	全調査会社	東証第1部 上場会社
調査対象会社数	946社	368社
監査役監査に関する体制の記載なし	1	1
内部監査部門との連携について		
内部監査計画の監査役への事前報告・事前協議（場合により修正）	15	4
常勤監査役に対する内部監査部門の業務報告	14	8
内部監査活動に対する監査役会の同意・承認	6	2
監査役監査を支援するための内部監査規程等の整備・見直し	5	3
内部監査結果の監査役会への報告に関する規定化	5	3
内部監査部門の設置	3	2
内部監査部長の人事は監査役会との事前協議事項	3	2
内部監査計画に監査役が参画	1	1

表10 監査役監査の実効性確保するための体制
（監査役監査を支援する会社としての取り組み）についての会社の状況

	全調査会社	東証第1部 上場会社

調査対象会社数	946 社	368 社
監査役監査に関する体制の記載なし	1	1
監査役監査を支援する会社としての 取り組み：		
監査役が監査に対する要望・提案 ができる制度の整備	8	2
社長・取締役・内部監査部長・監査 役を構成員とする監査体制検討会 の設置	7	2
各事業部門・内部監査部門の長が監 査役会にて業務報告・監査報告をす る体制の整備・検討	3	2
重要な取引先に対する調査への取 締役の協力	3	
内部監査室とグループ各社の内部 統制関連部署と監査役会の情報交 換の場の検討	2	1
取締役・従業員が監査役監査に非協 力的な場合の懲戒規程の整備	2	1
内部統制統括委員会の設置、取締 役・部長等に対して監査関連会議の 開催を求める権限の規程整備(各項 目集計数 1)	2	1